

平成29年士幌町議会第2回定例会

1 議事日程第3号 6月19日(月曜日)午前10時開会

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 議案第10号 平成29年度士幌町一般会計補正予算
- 日程番号3 追加議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程番号4 追加議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程番号5 追加議案第13号 工事請負契約の締結について
- 日程番号6 追加議案第14号 物品購入契約の締結について
- 日程番号7 追加議案第15号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号8 会議案第1号 議員派遣の件
- 日程番号9 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程番号10 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書
- 日程番号11 意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

2 出席議員(12名)

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 細井 文次 | 2番 和田 鶴三 | 3番 秋間 紘一 | 5番 河口 和吉 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 飯島 勝 | 8番 出村 寛 | 9番 森本 真隆 |
| 10番 大西 米明 | 11番 加藤 宏一 | 12番 中村 貢 | 13番 加納 三司 |

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長 | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 | | |

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 副町長 | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 山中 雅弘 |
| 総務企画課長 | 瀬口 豊子 | 会計管理者 | 三島 重浩 |
| 町民課長 | 辻 亨 | 保健福祉課長 | 高木 康弘 |
| 産業振興課長 | 亀野 倫生 | 地方創生担当課長 | 石垣 好典 |
| 建設課長 | 増田 優治 | 道路維持担当課長 | 佐藤 英明 |
| 子ども課長 | 金森 秀文 | 建設課技術長 | 田中 敏博 |
| 病院事務長 | 土屋 仁志 | 消防課長 | 土屋 政勝 |

特老施設長 矢野 秀樹

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長 藤村 延 給食センター所長 齋藤 英雄
高校事務長 上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 寺田 和也 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、清水秀雄議員及び7番、飯島勝議員を指名いたします。
1		
2		日程第2、議案第10号「平成29年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。
	瀬口総務 企画課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。 議案第10号 平成29年度士幌町一般会計補正予算 [第2号]。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,581万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,713万1,000円に改めようとするものでございます。 地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものです。 それでは、歳出から説明いたしますので、11ページをごらんください。2款1項1目一般管理費、13節、法律顧問委託料は、訴訟に伴う弁護士費用着手金を追加するものでございます。 6目企画費は、地域づくり総合交付金を活用し、下居辺に農園付き住宅2棟を整備することで当初予算に計上しておりましたが、地方創生拠点整備事業として交付決定されたことから、あわせて3,907万円及び特定財源の交付金を減額するものでございます。 9目情報管理費は、財務会計システムプログラム変更委託料の追加。 17目地方創生推進事業費は、6目からの予算の振りかえほかで農園付き住宅2棟を追加し、4棟を新築工事するほか、外構工事、施設用

備品費合わせまして7,986万円を追加し、特定財源として地方創生拠点整備交付金を充当するものでございます。

12ページ、3款2項8目子ども発達相談センター費、18節備品購入費を追加し、特定財源としまして愛のまち建設基金繰入金を充当。

5款1項1目労働諸費は、19節で定住雇用促進賃貸住宅建設事業助成金を追加。

6款1項3目農業振興費、19節、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を追加し、特定財源として道補助金を同額充当するものでございます。

7目土地改良事業は、財源補正で公共事業債ほかを追加。

13ページ、7款1項2目観光振興費、11節需用費では道の駅ピア21案内パンフレット及び町情報誌の増刷分、15節で旧道の駅風車解体工事費、18節で施設用備品購入費合わせまして467万円を追加します。

3目地方創生推進事業費は、15節でチャレンジブース設置工事及び19節でしほろ創生賑わい創出事業支援委員会負担金合わせ1,650万円を追加し、特定財源として地方創生推進交付金750万円、教育福祉施設等整備事業債40万円を追加いたします。

8款2項3目道路橋梁新設改良費は、いずれも地方債の変更による財源補正でございます。

10款2項1目小学校管理費、次のページの3項中学校費は、各15節で土幌小学校及び中央中学校内のLAN工事費を追加するもので、特定財源として公衆無線LAN環境整備支援事業補助金をそれぞれ充当いたします。

2目教育振興費は、18節で図書費購入費を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を充当。

11款2項1目その他公共施設等災害復旧費は、13節でしほろ清流パークゴルフ場災害移転復旧設計委託業務費を追加するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページをごらんください。特定財源以外の一般財源ですが、18款1項1目繰越金に5,335万2,000円を計上して収支のバランスをとったところです。

次に、5ページをごらんください。第2表、地方債補正は、各事業の変動に伴い、追加、変更、または廃止するもので、6ページにかけて掲載してございます。

15ページには地方債の現在高見込みに関する調書を掲載しておりますので、後ほど参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。11番、加藤議員。

11ページの今回農園付き住宅の国の補助金がついたということで、

この2棟に関しては当初予算でも議会でも審議させてもらったので、理解できるのですけれども、補助金がついたので、さらに2棟という話なのですけれども、具体的にその4棟にしたのこの効果、2棟しか僕らも意識していなかったところを4棟にすると、それだけの希望がとれるの。フルに見通しが立つのかどうかお聞きします。

加納議長
石 垣
地方創生
担当課長

地方創生担当課長。

地方創生担当課長、石垣よりお答えいたします。

加藤議員の質問であります計画では当初予算では2棟の計画でございました。これについては、もともと旧下居辺保育所の跡地を活用して2地域居住の住宅を整備しようという計画でございました。ですけれども、当初予算の段階では国の財源を当て込めるところが国ではなくて道の地域づくり総合交付金、これについては1棟2戸だけが上限で、2,000万円という補助金の上限でございました。それで、今回並行して地方創生拠点整備交付金、こちらのほうに4戸分ということで申請をしてございました。それで、補助金の採択の決定がおりたということで4戸整備するものなのですけれども、もともと下居辺の保育所跡地に全面的にその跡地を利用して整備するという計画でございましたので、当初でも2戸ということで先行して整備するということだったのですけれども、残りの部分についても後々2戸整備したいという考えがございましたので、今回交付金が採択されましたので、4戸整備するということでございます。

また、需要につきましては、現在進めています運営しております短期の移住体験住宅の入居者のアンケート調査結果、それから東京圏、大阪圏で実施しています北海道暮らしフェアにおいてもそういう調査をした結果、そういう需要があるということでありましたので、あわせてそういう計画をしていったものでございます。

以上です。

加納議長
加藤議員

11番、加藤議員。

実際移住体験のほうで滞在されている方もそういう意見交換したときもそういうのも希望されているというのもあったのは私も理解はしているのです。ただ、お金がついたからという理屈が私は本当に正しいかどうかということになるのです。2棟やって、さらに要望があって、当初の計画どおり4棟だとか、それが6棟になっても僕はいいと思うのです。ただ、そういう意向がありますよと言ったけれども、どうしても北海道の場合は冬農園できないです。そうすると、それが前提で、多分入居の条件としては農園をちゃんと稼働させてもらうということが前提でなければ意味ないと思うのです。まさかそれで草ぼうぼうにしたまま遊びに行ってしまうなんていうことになったら本末転倒というか、それなら体験住宅入ってくればいいだけのこと。だから、そこら辺のところの考え方がたまたま補助金 came からという展

開なのかもしれないけれども、絵が余り見えないのです。実際視察に行ったところ、僕は前にもこのお話しさせてもらったけれども、よその自治体でもやってもなかなかフル稼働まではいかない。それと、何よりも受け入れられる地域の方々とその話ができていいのかということが非常に大事なのです。2棟で何とか地域の方々もいいですよと言ったものが倍になってしまったら、それだけの受け皿あるのかということなのですけれども、お金のほうはついたけれども、では地域の方々とその話はされているのでしょうか。

加納議長
石 垣
地方創生
担当課長

地方創生担当課長。

地方創生担当課長、石垣よりお答えいたします。

地域の方への説明につきましては、昨年度当面の計画であります2棟ということで、地域の方にそういう住宅を建てるということで説明をさせていただいていますし、地域の方につきましても地域の方の協力できる範囲で運営に関して協力を願いたいということで説明させていただいているところですが、今回の4戸の事業の採択につきましては、この議会で議決いただいた後に地域に説明していこうということで考えているところでございます。

以上です。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

4戸建てるのですが、移住目的でやるのだと思いますけれども、どういう年齢層を対象にしているのか。農園付き住宅になると、どうしても高齢者になってくるのではないのかと。下居辺の地域、ああいう地域でいるとなかなか若い人が来て、あそこからどこかに働きに行くということはちょっと難しいのです、街の中でないから。だとすると高齢者、言ってみれば本州のほうの退職者が、それこそ戦後、バブル時期に一生懸命働いた企業戦士が退職して疲れたから北海道みたいな環境のいいところで過ごそうということで来る人が結構いるみたいですが、そういう人たちを、高齢者を受け入れるのか。だとすればまた話が変わってくるのだと思うのです。生産能力のある若い人が来て、子供を産んでいただいたりなんかしていくのであればいいと思いますけれども、高齢者が来るとうちの町なんか高齢化率が高いのですから、そこへ来ることが移住して人口がふえたけれども、そういう人がふえて、また介護保険だとかいろんなものの町負担がふえていたり、住民負担がふえていくことが本当に移住をお願いすることがいいのかどうかという問題もあるのです。その辺は町長どう考えますか。

加納議長
小林町長

町長。

今お試しの体験住宅があるのですけれども、それは1カ月とかそういう限定された中で土幌で生活をするということでありますけれども、なかなかそれは移住に結びつくかどうかということがあるのでありますけれども、ただ体験した人の意見の中にはもう少し長くいて、

いろんなことが体験できないのかという、そういうお話もある中で農園付き別荘ということで計画をしたところでありますけれども、居辺も含めてなのですけれども、1年とかそういう単位で生活をしていただくということで計画をしたのでありますけれども、町としてはあの敷地内で4戸程度という計画をしていたのでありますけれども、先ほど来担当のほうから説明したとおり、地方創生の補助金が確定をしないということで、当初半分の2戸で道の地域づくり交付金を受けるということにしたのでありますけれども、その後4戸つくるとということで今回補正を出していただくのでありますけれども、年齢については特に制限はしていないのでありますけれども、どちらかといえば町に移住をするということでいけば、少し年配の方も来られるのかなという、そういう感じはするのですけれども、ただ具体的に何歳以上という、そういうことで決まっているわけではないのですけれども、ただ、今国の地方創生の中では必ずしも若い人だけではなくてお年寄り、まだ働ける範囲のお年寄りを地方にという地方創生の考え方もあるわけであります。必ずしもお年寄りがだめだということではないわけでありすけれども、ただできれば若い人が来ていただいたほうがいいわけでありすけれども、地方創生の中の地方移住という考え方ではお年寄りも含めてという国の考えもありますから、そこは地方としても必ずしも若い人だけという取り決めをするわけではないということをご理解いただきたいと思ひます。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

年齢制限はしない、それは当然だと思ひます。ですけれども、私らも視察に行って、奥多摩町を視察させてもらったら、来てもらうのは35歳以下と宣言してしまっているのです。それで、公営住宅だとかそういう建物や何かも住んでいる人がいなくなったその土地を寄附してもらって、それをリフォームして、35歳以下の人に無償で貸し付けますと。そのかわり20年という歳月でその人がそこに住んでもらうということなのですが、これは間違いなく体験住宅といいつつも、1年体験したからもう北海道から行きますということになると、今言う短期の体験住宅にしても、それはいろいろ言っていくと思ひます。私らから見ればウイークリーマンションみたいなものです。1カ月あそこで住んで北海道を1周したり、あの地域で余暇を楽しんで帰っていく。それは行くときにもうちょっとあれば、長ければまた来たいですとかと言う人いるけれども、あそこで経験した人たちが今来ているのかといたら誰ひとり来ません。

それと、私は、高齢者というのは東京とあの周辺に3,000万人ぐらいて、あそこの人たちが老後、北海道と違ってあの人口の人たち的高齢者を施設や何かで入れるということはまずできないのだと思ひます、あの周辺の関東地区は。どうしても地方にそういうところを探

していく層がふえていかないと、東京とあの近辺だけであれだけの高齢者を老健施設だとか老人ホームでは一切面倒は見れないと思うのです。それで、地方に来る。そしたら、我々が東京でいろいろ税金払ってきた人たちをわざわざ北海道へ呼んで、ここの人ですらなかなかこれからの時代、老人ホームや特養に入れたい、老健施設に入れたいという人がたくさんいる中で、そういう人たちを受け入れて、町で面倒を見ていけるのか、年とった人を。地元の人でさえできない時代に、今までずっと東京で働いて、税金東京に納めた人を金かかるようになって地方によこすなんていうのはもってのほかだと思うのです。ですから、人口ふやすのならそういう人をばんばん集めればいいのです。そのほうが効果あります、そんなもの。

ですから、そういうことを考えて、ある程度きちっとしたビジョンでやっていかないと、年齢は制限しますよと、国がそう言うのだと思いますけれども、奥多摩町なんて35歳と決めてしまって、それ以上の人には貸し付けしないというような形で住宅や何か貸しているみたいですが、町長の4期目の公約でしたから、農園付き住宅というのは。ですから、町長もやりたいと思うのはわかりますけれども、そこに高齢者がたくさん来られてもいかなものかなと思うのです。それだけ土幌の住民が特養に入りたいと言ったらすぐ入れてくれるとか、いろいろそういうことができていけるのならいいけれども、その余裕は今後我々の時代もこれから本当に特養に入れるのかなとみんな不安に思っています、町民。その辺も考えてやらないと、ただ人口をふやす、こんなもの全国人口減っているのですからいろんなことやっています。だから、若い世代を呼ぼうとするのであれば、庁舎内に就職先を見つけるとかそういうこともちゃんと課で設置しながら受け入れるとか、いろんな形で来てもらう条件をしていかないと、ただ農園があるから畑つくって楽しいよと、それは若い人そんなにこぞって来ません。だから、定住促進をやるのならそれに合わせたものもつくりながら、そういう住宅もつくっていくというのならわかりますけれども、ただそれだけに特化してしまうとまずいかなと思うのですけれども、いろいろ町長の考えもあると思いますので、やるのだと思いますけれども、ぜひそういうところも考えてやっていただきたいなど。ただ予算がついたから、予算ついて100%の予算ならいいです。これ見たって四千何百万円は町費、一般会計使わなければならないのですから。それで、言ってみれば4戸で8人です。多分高齢者が多いのだと思うのです。そのために四千何百万円町費を使ってやる値があるのかなと思えば、ちょっと考えるところあるのではないかなと思いますけれども、その辺考えながら、ぜひ町民がこの政策がよかったと思われるような予算執行にしてください。

加納議長

12番、中村議員。

中村議員	13ページの15節ですか、チャレンジブースの設置工事とありますけれども、今も実際に2棟あって、さらに1棟追加という形になるのですけれども、なかなか利用者がいないように聞かれるのですけれども、設備についてなのですけれども、給排設備をやる考えがあるかどうかを伺いたいと思います。
加納議長	産業振興課長。
亀野産業振興課長	産業振興課長、亀野からお答えいたします。 実は、その辺の中村議員の指摘の内容につきましては、今検討中でございます。給水、それと排水に伴う浸透ます設備等も今検討しているところでございます。 以上でございます。
加納議長	3番、秋間議員。
秋間議員	12ページの労働費の1,620万円の住宅建設事業助成金をやっておりますけれども、詳細に説明を願います。
加納議長	産業振興課長。
亀野産業振興課長	産業振興課長、亀野よりお答えいたします。 当初2,000万円で計上してございましたが、既に今現状で申し込まれておりますのは7棟47戸ということで、試算しますと3,620万円ということで予想以上に申し込みがあったということで、今回約19戸分に相当する額の追加をしたところでございます。 以上でございます。
加納議長	12番、中村議員。
中村議員	同じく13ページの15節の風車の解体なのですけれども、これは当然古くなって解体しなければならないというのはよくわかるのですけれども、あれは土幌町の入り口にあって、PRするには最高のPR看板だと思うのですけれども、撤去後に何か考えているのかどうかを伺います。
加納議長	産業振興課長。
亀野産業振興課長	産業振興課長、亀野よりお答えします。 まず、施設の本体でございます。今言われたとおり、さびや劣化などがひどく、危ない状態になってございまして、近年の突風で附帯物が飛散するなど壊れるおそれがあるので、今回風車を撤去しようと考えてございまして、また本体自体が旧消防のやぐらを何か活用して有志により設置いただいたということもありまして、その点の構造的な安全を立証することができないということがございまして、撤去という形になってございます。今指摘の再設置の検討でございますが、今後関係者の方々と協議いたしまして、再設置するかどうかの検討をしたいと考えてございます。また、同じ位置ではちょっと土幌町農協さんの土地ということもありまして、別のところでという考えになるかと思いますが、のところで設置したいと考えております。

<p>加納議長 加藤議員</p>	<p>以上でございます。 11番、加藤議員。 商工費、同じ13ページなのですけれども、しほろ創生賑わい創出事業支援委員会負担金、この中身の説明をお願いします。</p>
<p>加納議長 亀野産業 振興課長</p>	<p>産業振興課長。 それでは、支援委員会の負担金の内訳について説明いたします。 当委員会は、地方創生推進交付金を活用した物づくり、人づくり、まち発信をコンセプトに、まちづくりの一助となる地域総合商社的な役割を担う法人を設立するため委員会を設置するものでございます。 また、(仮称)しほろ創生株式会社の具体的な内容等を協議し、新会社設立を目指すため発足するものでございます。さらに、市場をつくり出す農業というコンセプトで、農業生産者やその組織が消費者や実需者に能動的に働きかけることを意識する取り組みを目指しているものでございます。</p>
<p>加納議長 加藤議員</p>	<p>主な負担金の内訳でございますが、1点目は新会社の人材確保及び人材育成を行うため、講師、オブザーバーの謝金及び旅費、研修企画運営委託費用として330万円、2点目といたしましては加工商品開発事業として新会社と士幌高等学校との連携強化及び新会社のブランド力を高めるためグローバルGAP認証取得にかかわる支援費用、それと専門家による主力商品の絞り込みと試作品の委託費用、農畜産物加工施設、加工製造機器の規格検討委託費用、ブランドアドバイザーの謝金及びグローバルGAP認証審査委員及び指導員の旅費、それと先進加工製造施設への視察に使用する車借り上げ料を含めまして599万5,000円、3点目には加工商品販路開拓及び拡大事業といたしまして、大消費地への店舗、イベント等でのテスト販売や商談会等への参加をするために旅費及び参加費用、出店ブースの製作、販促物の製作の委託費用を合わせまして242万8,000円、4点目にCI政策、広告宣伝といたしましてロゴパッケージデザイン制作や定住、移住を含めた広告料、ホームページ、パンフレットの制作、パッケージ、パンフレットの印刷、新会社社員の募集経費を合わせまして227万7,000円となっておりますが、今後発足される委員会へ当内容をお示しして、内容を精査いただく予定となっております。</p> <p>以上でございます。 11番、加藤議員。 今言われたように特産物の開発等も含めたということで、過去にたしか商工会でも同じような内容の事業を取り組んでいたのではないかなと。それと、商工会さんは、高校ともコラボしてサイダーや何かつくったりと実績もあるのですけれども、その部分とつながるものはないのでしょうか。これだけ単独で走っていくのか、それとも今までやってきたいろんな組織や何かの力もあるはずなのですけれども、全て</p>

外部にお願いすることが絵的には見えるのです。当然会社立ち上げた以上は、それに町がまたお金をつぎ込むことにはならないと私は思うのですけれども、本当にそれがいくための手段として単独でこれだけが進んでいくのか、それとも過去にあったいろんな組織を取り込んで、ノウハウを使いながら伸びていく要素があるのか、その考え方はどうなのでしょう。

加納議長
亀野産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、亀野よりお答えします。

今指摘の内容につきましては、全てこれから農畜産物の加工施設という形で整備をしていきます。その中で、今まで外注していた製品等については、極力加工場の中で製造できるようなことも検討に含めているところがございます。ただ、いろいろ設備等によりまして、品物によりまして内容の製造機器等が選定されることから、その辺の整備の費用等も検討いたしまして、内容を今後関係者の方と検討してまいりたいと存じます。

以上です。

加納議長
加藤議員

11番、加藤議員。

ここまで向かう気でのいるのだから、多分やるのだろうと私は思うのです。悪いことではないのも事実です。今どうやってこの町を売っていくかというか、残るための逆に言えばよそに出すよりも町民に自分の町を知ってもらうためにも大いに結構なことだと私は思うのですけれども、具体的にどんなスケジュール、いつごろ会社がスタートしていけるのか、そんなところのタイムテーブルがあれば教えていただきたいと思います。

加納議長
亀野産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、亀野よりお答えいたします。

スケジュールにつきましては、今後7月上旬に今委員会を発足いたしまして、その後内容等を検討いたしまして、それぞれ加工施設、それとか人材育成等の内容を具体的に検討いたしまして、最終的には新会社の設立目標としましては年度末をもって設立したいと考えております。新たな会社につきましては、8月以降に動き出すと、起業するという形をとっていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

加納議長

ほかにございませんか。

(な し)

加納議長

なければ質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

3	<p>加納議長</p> <p>柴田副町長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第3、追加議案第11号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第11号 工事請負契約の締結について説明をいたします。</p> <p>この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>工事名につきましては、公営住宅南百戸団地新築工事（建築主体）であります。契約金額は8,056万8,000円、契約の相手方は字士幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己であります。工期につきましては契約の日から平成29年12月6日まで、契約の方法は指名競争入札であります。</p> <p>次のページでございますけれども、工事名は先ほどと同じでありまして、工事場所については字士幌幹線170番地、入札執行日時につきましては平成29年6月12日午前9時です。指名業者でございますけれども、宮坂建設工業株式会社初めここに記載の8社であります。入札経過は第1回決定でありまして、予定価格は8,317万800円、落札率96.87%、最高入札金額につきましては8,218万8,000円でありました。工事概要につきましては、公営住宅の建替工事、木造157m²の3棟平家建2戸長屋、計6戸の建設工事主体であります。</p> <p>次のページには図面が載せてございますけれども、左側の欄については位置図でございます。現在の平原団地の一番東側の予定でありまして、その右側でございますけれども、計画では全部で5棟を予定しておりまして、北側から3棟を予定しているところであります。</p> <p>次のページが1棟の平面図であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>（な し）</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>（な し）</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異 議 な し）</p>
4	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第4、追加議案第12号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>

柴田副町長 議案第12号 工事請負契約の締結について説明をいたします。
これにつきましても11号と同じように議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によるものでございます。

工事名は、公営住宅陸団地新築工事の建築主体であります。契約金額は8,024万4,000円、契約の相手方は字士幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己です。工期につきましては、契約の日から平成29年12月6日まででございます。契約の方法は、指名競争入札であります。

次のページに行きまして、説明資料でございますけれども、工事場所でございます。2の工事場所につきましては、字士幌228番地、入札執行日時は平成29年6月12日午前9時、指名業者は宮坂建設工業株式会社を含めて全部で8社でございます。入札経過は第1回決定、予定価格は8,283万6,000円、落札率が96.87%で、最高入札金額については8,197万2,000円でございます。工事概要につきましては、11と同じでありまして、次のページ位置図等につきましては現在の陸団地の東北側でございます。これは、全体で6戸の計画をしておりますけれども、そのうち今年度については3棟でございます。

平面図につきましては、5ページの資料と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第12号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから追加議案第12号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5 日程第5、追加議案第13号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第13号 工事請負契約の締結について説明をいたします。
提案理由につきましては、前の11号、12号と同じでございます。
工事名が士幌町簡易水道電気設備工事でございます。契約金額は、1億6,330万6,800円でございます。契約の相手方は、字士幌西1線168番地50、加藤電気工業株式会社代表取締役、加藤邦彦であります。工期につきましては、契約の日から平成30年2月28日までであります。契約の方法は、指名競争入札。

次のページでございますけれども、2の工事場所につきましては土幌町字土幌地内ということでございます。入札執行日時は、平成29年6月12日午前9時でございます。指名業者につきましては、川岸電設株式会社以下ここに記載の全部で8社であります。入札経過につきましては第1回決定、予定価格は1億6,551万円、落札率98.67%であります。最高入札金額につきましては、1億6,524万円であります。工事概要につきましては、新しい土幌の浄水場の設備工事一式、役場の監視室の電気設備工事一式、それと中土幌減圧室の設備工事一式ということでありまして、これにつきましては道営営農用水にかかわる工事も含まれておりますので、道営分につきましては道からの負担金をいただいて実施をすることになっております。

以上、議案第13号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから追加議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

6 [日程第6、追加議案第14号「物品購入契約の締結について」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田 議案第14号 物品購入契約の締結について説明をいたします。

副町長 この議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、医用画像情報システムの購入であります。契約金額は、2,030万4,000円であります。契約の相手方は、帯広市東3条南10丁目1の2、株式会社常光帯広営業所所長、高橋準哉であります。納入の期限につきましては平成29年8月31日、契約の方法は指名競争入札であります。

次のページでございますけれども、件名及び購入品名は機械備品整備事業、医用画像情報システムということでありまして、エックス線写真の画像を違う部署でも見れるような、そういったシステムの購入でございます。納入場所は土幌町国民健康保険病院、入札の執行日、平成29年6月12日午前9時、指名業者につきましては株式会社常光帯広営業所、株式会社ムトウ帯広支店、株式会社竹山帯広支店の3社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は2,160万円、落札率94

	<p>%、最高入札金額2,430万円でございます。</p> <p>以上で議案第14号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第14号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
7	<p>日程第7、追加議案第15号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。</p>
小林町長	<p>それでは、議案第15号の提案理由の説明をさせていただきますと思います。</p> <p>議案第15号は、●●元国保病院長の懲戒免職処分取り消し請求事件にかかわって私の給料を30% 2カ月、それから副町長の給料を20% 2カ月、いずれも7月、8月にかかって削減をしようとするものであります。</p> <p>本件にかかわっては、これまで議会での説明、あるいは広報6月号で町民の皆様にお知らせしたところでもありますけれども、セクハラを行う、あるいは町の命令に従わないという医師を町立病院の医師として存続することはできないということで平成26年の6月の23日に懲戒免職処分としたものであり、平成26年の12月8日に訴えが行われたところでもありますけれども、平成27年の1月の20日から平成29年の5月の25日まで約2年4カ月の裁判が要したところでもありますけれども、裁判所からはセクハラ的行為等が懲戒処分の事由であるということは認めつつも、処分としては重過ぎるということで和解勧告が出されたところでもあります。和解案を受け入れることについては、私ども苦渋の選択でありますけれども、弁護士あるいは議会とも協議の結果、今後の期間あるいは費用、労力などを考慮し、和解案を受けることにして、去る5月25日に和解が成立したところでもあります。</p> <p>結果として多額の解決金を支払うことになったところであり、町民の皆さんに大変迷惑をおかけしたところであり、私どもも重く受けとめ、深くおわびを申し上げます。自己処分として本件を提案をさせていただいているものでありますけれども、いま一度襟を正しながら行政推進に当たりたいというふうに考えているところであります。ぜひ理解をいただきながら承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。大変申しわけ</p>

加納議長
大西議員

ありませんでした。

これから質疑を行います。ございませんか。10番、大西議員。
今町長からる説明がありましたけれども、議会としても承認した案件でありますから、町長が一応副町長と30%2カ月の減給ということで提案されていますけれども、本当に今回の裁判、裁判所の判断ですからどうにもならないわけでありましてけれども、セクハラが焦点になっているみたいですが、町長も前にも言われたとおり、病院の医師というのは患者の肌にさわったり、服を脱ぐような場所でありまして、セクハラは医師のところには患者が行くかといったら、それは避ける女性の方が多いのだと思うのです。女性の方は少ないですが、多分みんな100%そう思うのだと思うのです。そういう医師をまた町立病院として使っていくことがどうかという問題もあったと思いますし、それから一番の問題は公務員でありながら上司から言われた職務命令を聞かないということになる。そしたら、これがまかり通るようになれば、言ってみれば公務員は失業保険をかけていないように失業することがないからなのですけれども、上司から言われても言うこと聞かなくても首にならないのなら、公務員は何をしてもいいのかということになってしまっているのではないですか。これを認めてしまうと、公務員ですから、役場の中で上司、町長であれ、課長であれが職員に命令しても、そんなものやりたくないからやらないよと言ってしまっても首にならないということがまかり通るのではないかなと思うのです。

ですから、裁判の和解案については、町長の言うように苦渋の選択だったと。これ以上延ばせばまた給料分だんだん、だんだんふえていきますから、これはやむを得ぬと思うのです。ですが、そういうことが町民になかなか知れ渡っていないのです。ただ4,000万円もとられて、町長何やっているのだとか、議員は何やっているのだと批判ばかり我々も受けるのですけれども、マスコミ報道もセクハラばかりを注目して報道していて、また記者会見をやって、実質的に私が勝訴したのだというような記者会見でマスコミ報道されてしまうと、なおさら町は負けたのかと。そんなこと何でやって4,000万円もとられるのだ。4,000万円一般財源から出すといったら大変な金額ですから、それは町民はいろいろ言うのだと思いますけれども、広報で出した以外で、あれだけではなかなか町民って理解できないのだろうなと私は思っています。ですから、マスコミの方もきょうも来ていますから、一方的な向こうの言い分だけを載せるのであれば、町の言い分もこういうことでやったのだと。だけれども、裁判所の和解を苦渋の選択で受け入れたのだということをきちっと書いてもらわないと、ただ向こうが記者会見やったからと。町長も記者会見やるというわけにはいきませんから、ここは議会ですから、町長の今回の懲戒免職にしたこと

について、こういうことがあったから私はしたのだと。それは裁判所の見方だけの話で、それは重いのだ、重くないのだというのは、セクハラだって業種によっては、それは懲戒免職ってきついかもしれません。だけれども、業種によってこれはちょっと無理だよ、うちの町に置いておけませんよということもあるのだと思うのです。だから、その辺マスコミも今医師が少ない中で、こういう医師いじめすると無医村になるぞみたいなことも書く人もいます。だけれども、その中でもしなければならなかった苦渋の選択というものを理解してもらわないとだめだと思うのです、町民にもいろんな人にも。ですから、町長の言い分があればここできちっと言ってください。私は、何も減給なんかする必要ないと思っているのです。町長何も悪くないのだから。だけれども、全体のことを考えて、4,000万円払うということで町長は減給しますということですから、それはやむを得ぬのだろうなと思って、私はこの案件については承認しますけれども、やっぱりきちっと言わないと理解してもらえませし、マスコミにもきちっと書いてもらわないと町の言い分が全体に通じません。十勝中でみんな言われませもの、士幌町4,000万円も払ってどうのこうのと。ですから、町長の思いがあればきちっと言ってください。

加納議長
小林町長

町長。

思いは先ほど申し上げたとおりでありますし、そういうことで処分をしたのでありますけれども、裁判所のそういう和解勧告ですから、それを受け入れることにしたということでご理解をいただきたいと思ひます。

いずれにしても、私ども法に基づいて行政を進めるわけでありませから、処分についても適切に、医者も含めてであります、職員の処分、私どもの処分も含めて厳しくしていくという、そういうことをしっかり認識をしていかなければならないと思うところでありませし、広報等で町民の皆さんにもお知らせをしたわけでありませけれども、町民の皆様から説明を求められれば今後ともいろんな形で説明をしていきたいというふうに思っているところでありませ。

加納議長

ほかにございませんか。

(な し)

加納議長

なければ質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから追加議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されませ。

8

日程第8、会議案第2号「議員派遣の件」を議題といたします。

	<p>北海道町村議会議長会主催の議員研修会にお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。</p> <p>なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取り扱いは議長に一任をお願いしたいと思います。異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>本件については、議長に一任することに決定しました。</p> <p>日程第9、意見書案第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。</p>
9	<p>意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。</p>
加藤委員長	<p>それでは、士幌町議会会議規則第95条第1項の規定に基づき、意見書審査報告をさせていただきます。</p> <p>意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、5月31日に士幌町地区連合代表、菊地志津子氏より提出されました。6月6日開催の議会運営委員会において当委員会に審査が付託され、6月9日及び6月16日に委員会を開催して審査を行いました。</p> <p>本委員会では、地方自治体の確立において地方財源の充実、強化は、本町においても必要不可欠なものであることを確認しました。地方交付税は、地方自治体の固有財源であり、安定的な公共サービスを提供するため充実、強化を進めるべきである。よって、委員会では意見書の趣旨等について協議を行い、本意見書を採択すべきと全員一致で決定し、意見書案第1号のとおり提出したものであります。</p> <p>議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書案を可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上をもって審査報告並びに意見書案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第1号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

1 0

日程第10、意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書」を議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

加藤
委員長

土幌町議会会議規則第95条第1項の規定に基づき、意見書審査報告をさせていただきます。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書については、5月31日に土幌町地区連合代表、菊地志津子氏より提出され、6月6日開催の議会運営委員会において当委員会に審査が付託され、6月9日及び6月16日に委員会を開催して審査を行いました。

本委員会では、居住する地域や生活環境に左右されることなく、子供がひとしく教育を受けることが必要であることを確認しました。教育現場においては、諸課題が山積する中で教育環境の改善を進めるべきである。よって、当委員会では意見書の趣旨等について協議を行い、本意見書を採択すべきと全員一致で決定し、意見書案第2号のとおり提出したものであります。

議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書案を可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上をもって審査報告並びに意見書案第2号の提案理由の説明とさせていただきます。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから意見書案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1

日程第11、意見書案第3号「平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」を議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長。

中村
委員長

平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について提案理由を説明させていただきます。

意見書案第3号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

については、5月31日に士幌地区連合会会長、菊地志津子氏より提出され、6月6日開催の議会運営委員会において当委員会に審査が付託され、6月9日に委員会を開催して審査を行いました。

委員会では、意見書の趣旨等について質疑を行い、現在の最低賃金は昨年10月1日に決められた786円であり、全国と比べても最低賃金である。この最低賃金を目安として労働賃金が決められる現状下において、近傍で働く多くの方の生活はより厳しいものとなり、ひいては経済の停滞を招くことになる。最低賃金の引き上げによって働く貧困層解消や地域経済の活性、景気の上昇につながるなどの理由により意見書に賛同できることから、本意見書を採択すべきとの賛成討論がありました。採決を行った結果、全会一致で採択すべきものと決定をし、意見書第3号のとおり提出したものであります。

議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書案を可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上で審査報告並びに意見書案第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから意見書案第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
「閉会中の継続調査申出書」を議題といたします。

総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申し出がございます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
これで本日の会議を閉じます。
平成29年第2回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前11時02分)